

## 落札後の注意事項

### 1 権利移転手続

入札終了後に北海道公安委員会が落札者などへメールにて、落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、北海道公安委員会の所在及び連絡先などをお知らせします。メール確認後できるだけ早く北海道公安委員会へ電話にて連絡をし、権利移転手続について説明を受けてください。

### 2 必要な費用

動産	<ul style="list-style-type: none"><li>落札価額－公売保証金額</li><li>※ 軽自動車及び未登録の自動車を含む。</li></ul>
自動車	<ul style="list-style-type: none"><li>落札価額－公売保証金額</li><li>自動車検査登録印紙相当額</li></ul>

#### ※ ご注意

- 必要な費用は、一括で納付してください。また、買受代金納付期限までに、北海道公安委員会が納付を確認できる必要があります。
- 上記以外に必要な書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。

### 3 必要な書類

必要な書類の一部は、北海道警察ホームページからダウンロードできます。

動産	<ul style="list-style-type: none"><li>北海道公安委員会から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの</li><li>住所証明書 落札者が法人：商業登記簿抄本 落札者が個人：住民票など</li><li>保管依頼書（保管を希望する場合）</li><li>送付依頼書（送付を希望する場合）</li><li>※ 軽自動車及び未登録の自動車を除く。</li></ul>
自動車	<ul style="list-style-type: none"><li>北海道公安委員会から落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの</li><li>住所証明書 落札者が法人：商業登記簿抄本 落札者が個人：住民票など</li><li>所有権移転登録請求書</li><li>自動車保管場所証明書</li><li>移転登録等申請書（第1号様式（OCRシート））など</li><li>自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書</li><li>郵便切手1,500円程度（ただし、落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが札幌運輸支局以外の場合のみ）</li></ul>

#### ※ ご注意

- 上記書類は、買受代金納付期限までに北海道公安委員会へ提出してください。

#### 4 物件の権利移転について

動 産	<ul style="list-style-type: none"><li>• 直接引渡し 北海道公安委員会の案内に従い、公売物件を引き取ってください。引渡場所が北海道公安委員会の事務所以外である場合は、北海道公安委員会が「売却決定通知書」を交付しますので、引渡場所で保管人に提示し、公売物件を引き取ってください。引渡場所は、物件詳細ページで確認してください。 なお、引渡場所に北海道公安委員会職員は同行しません。</li><li>• 宅配便などで引き取る 北海道公安委員会が買受代金の納付及び必要書類の到着を確認した後に、公売物件を発送いたします。 なお、送付費用は落札者の負担となります。また、公売物件が美術品などで特別な送付方法を希望する場合は、あらかじめ北海道公安委員会に相談してください。 (軽自動車及び未登録の自動車を除く。)</li></ul>
自動車	<ul style="list-style-type: none"><li>• 権利移転手続 北海道公安委員会は、買受代金納付期限までに代金の納付を確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続(登録)を行います。</li><li>• 直接引渡し 北海道公安委員会の案内に従い、公売物件を引き取ってください。売却決定後(入札終了日の7日後)、北海道公安委員会が代金納付確認をした後に引き取りが可能となります。買受代金納付期限の翌日以降に引き取る場合は、別途保管料を負担していただくことがあります。 (詳細は落札後にいただく電話などで説明します。)</li></ul>

#### ※ ご注意

自動車を落札した方の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が前所有者(現在の登録を受けている所有者)と異なる場合、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込む必要があります。

#### 5 落札者(落札者が法人の場合は代表者)以外の方が権利移転手続を行う場合

落札者本人(落札者が法人の場合はその代表者)が買受代金の支払い又は公売物件の引き取りを行えない場合、代理人が買受代金の支払い又は公売物件の引き取りを行えます。

その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の印鑑登録証明及び代理人の本人確認書面が必要となります。

#### ※ ご注意

落札者が法人で、法人の従業員の方が支払い又は引き取りを行う場合も、その従業員が代理人となり委任状などが必要となります。

## 6 権利移転の時期

買受代金を納付した時点で、その物件の所有権などの権利は落札者に移転します。

## 7 重要事項

落札後の権利移転手続における重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	買受代金を納付した時点で、危険負担は落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、落札者が負うこととなります。
瑕疵（かし）担保責任	北海道公安委員会は公売物件について瑕疵（かし）担保責任を負いません。
引渡し条件	公売物件は、落札者が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引渡します。
北海道公安委員会の引渡し義務	<ul style="list-style-type: none"><li>「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受けられる場合 北海道公安委員会は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により公売物件の引渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引渡しを受けてください。当該保管人が現実の引渡しを拒否しても北海道公安委員会は現実の引渡しを行う義務を負いません。</li></ul>
返品、交換	落札された物件はいかなる理由があっても返品、交換できません。
保管費用	買受代金納付期限日に公売物件を引き取らない場合、保管費用がかかることがあります。
落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合	<ul style="list-style-type: none"><li>買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。</li><li>買受代金の納付前に、滞納者などから不服申立てなどがあった場合、公売の手続は停止します。手続の停止中は、落札者は買受を辞退できます。辞退した場合は、納付された公売保証金は全額返還されます。</li></ul> ※ 公売保証金の返還には、4週間程度かかることがあります。
適格請求書等の交付	消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づく適格請求書の交付が可能な公売財産を落札した場合は、当該電子メールで交付の有無を確認しますので、交付を希望される場合は、その旨北海道公安委員会に返信してください。 なお、交付時期は、北海道公安委員会が買受代金納付の確認後となります。

## 8 落札後の注意事項に関するお問合せ

お 問 合 せ 先	〒060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部交通指導課 滞納処分係
電 話 番 号	011-251-0110（内線5271、5282）
受 付 時 間	平日9時00分から17時00分

※ 北海道公安委員会が行う放置駐車違反に係る公売事務は、北海道警察が代行しています。